

富山県第 4 期障害福祉計画の策定について

○ 趣旨

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、現行の第 3 期計画の計画期間が平成 26 年度末までであることから、平成 26 年度において、平成 27 年度を初年度とする第 4 期計画を国の基本指針に即して策定するもの。

○ 第 4 期計画に係る国の基本指針（案）の主な内容

【計画の作成プロセスに関する事項：P D C A サイクルの導入】

- ・「成果目標」、「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等

【個別施策分野①：成果目標に関する事項】

- ・福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
- ・精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- ・地域生活支援拠点等の整備（新規）
- ・福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

【個別施策分野②：その他】

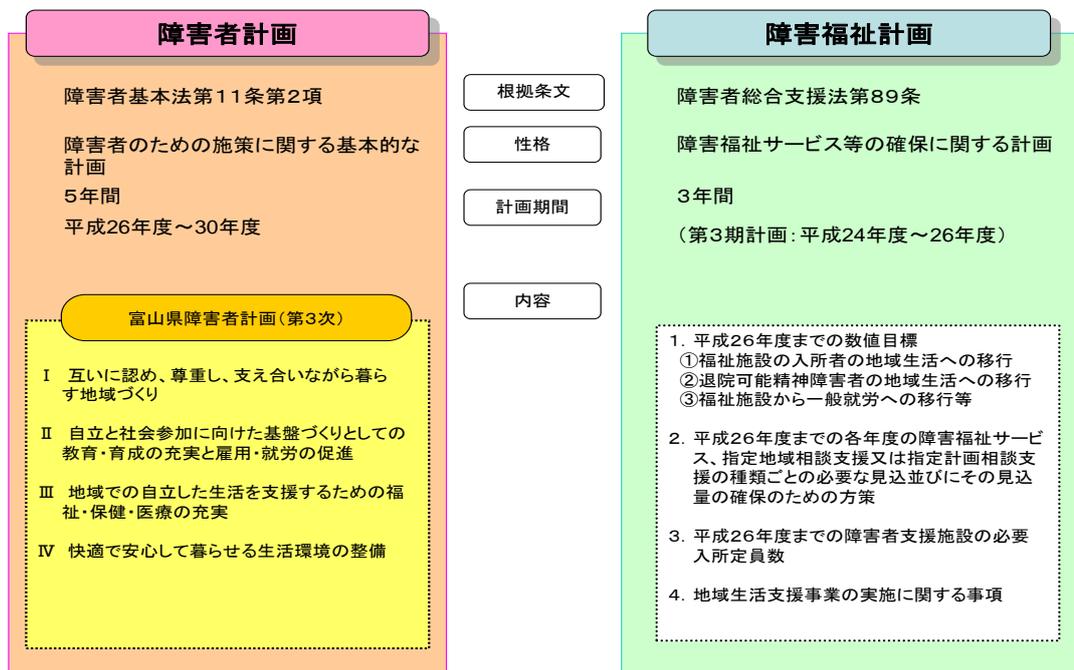
- ・障害児支援体制の整備（新規）
- ・計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

※基本指針の告示は、4 月を目処に行われる予定

○ 検討体制等

計画策定に必要な調査や各市町村により設定される目標値等を踏まえ、富山県障害者施策推進協議会・富山県自立支援協議会のご意見をお伺いしながら計画を策定する。（平成 26 年度に 3～4 回開催予定）

<参考①> 障害者計画と障害福祉計画の関係



<参考②>根拠法令 障害者総合支援法 抜粋

(都道府県障害福祉計画)

第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4～8 [略]